

## (仮称) 認知症の人にやさしいまちづくり条例の論点整理

第 3 回までの論点を踏まえ、条例に反映すべき内容を整理

### <目的と基本理念>

#### ●目的

- ・ 認知症の人にやさしいまちの実現
- ・ これまで努めてきた市民福祉の理念を踏まえつつも、神戸市独自の新たな試みを活かしたまちづくり
- ・ 市、事業者、市民の責務と役割の明確化

#### ●基本理念

- ・ 一人ひとりが尊厳の対象・主体であり、認知症になってもその人の意思が尊重され、安全かつ安心して暮らし続けていきたいと思えるまちを目指す。
- ・ 認知症の人及びその家族への支援を推進。
- ・ 誰もが認知症になりえることを踏まえる。
- ・ 認知症の人に寄り添いながら、市民一人一人が自分の問題として考え、社会全体で支える意識を醸成する。
- ・ 地域の力を豊かにすることによって、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることが出来るまちをつくる。

## <責務と役割>

検討中

### ●市の責務

- ・認知症が正しく理解され、認知症の人や家族への支援に、市民や事業者等が積極的に協力するまちをつくる。
- ・認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことが出来るまちは、すべての人が自分らしく暮らしやすいまちであるとの認識にたち、地域の力を高める取り組みなど、まちづくりに関する施策を推進
- ・研究開発による先駆的な取り組みや、認知症の人が安心して暮らせるような市独自の取組みを推進
- ・医療・介護関係者と市は連携しながら、認知症の人の支援及び体制の整備を推進
- ・認知症の人が安心して生活が送れるように、本人の判断能力に配慮し、財産や権利を保護・擁護する施策を推進

### ●事業者の役割

- ・事業者は、認知症に関する理解を深める。
- ・従業員が認知症になった場合、また従業員が認知症の人の介護家族となった場合に、就労継続を支援
- ・従業員が、認知症の人を積極的に支援できるよう啓発を推進

### ●市民の役割

- ・認知症に関する理解を深め、市等が実施する認知症施策に協力
- ・地域社会でその一員として、人を思いやり、絆を深め、近隣や地域でのとりくみに努める

## <まちづくりの方向性>

### ●予防・早期介入

- ・WHO神戸センター・大学・研究機関が取り組む認知症の早期発見・早期介入に関する共同研究への連携・協力と研究成果の施策への反映
- ・企業との連携による認知症治療薬の開発支援
- ・神戸医療産業都市で行われている認知症研究など、最新の知見の市民への発信

### ●事故の予防と救済 <H29.10.30 事故救済制度に関する専門部会後、更新>

- ・認知症と診断された人による事故について、別に定めるところにより、委員会の判定に基づき、給付金を支給する。
- ・ (議事(1)で検討した文言を挿入予定。)

### ●地域での治療・介護の場

- ・認知症の人が容態に応じて適切かつ継続的な医療介護サービスを受けられるよう、医療機関、介護事業所等関係機関との連携など、必要な環境整備
- ・相談体制についてはあんしんすこやかセンター単位で推進することとし、早期診断・早期対応については区単位での取り組みを推進
- ・認知症の人を支援する医療・介護にかかる人材の確保及び資質を向上するため支援体制を充実

### ●地域の力を豊かに

- ・認知症の人とその家族が地域住民や支援を行う人と交流できる環境を整備
- ・認知症の人が社会との繋がりを感じ、役割・生きがいをもてるよう、社会参加の場を提供
- ・地域での認知症高齢者への声かけ訓練を促進し、意識を醸成
- ・行方不明者の早期発見のための取組みなど、認知症の人を見守る支援体制を強化
- ・市民、事業者に対し、認知症への理解を深める啓発を行い、地域での認知症の人の見守りを推進
- ・児童及び生徒に対し、高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者に対する教育を推進
- ・認知症の人の生活支援ができるよう、地域において専門職も含め、市民・事業者による連携を促進